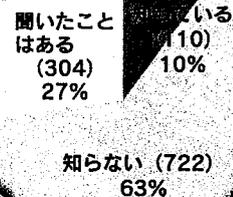


寒川町自治基本条例を知っていますか？

寒川町自治基本条例は平成18年12月15日に公布、平成19年4月1日から施行されていますが、平成23年に実施した「すみよいまちづくりアンケート」で「寒川町自治基本条例を知っていますか？」という質問に対して「知らない」が約63パーセント、「聞いたことはある」が約27パーセントとなったように、町民に広く知られていないというのが現状です。



寒川町自治基本条例の概要

- 寒川町自治基本条例は、町民主体の自治を実現するため、寒川町の自治の基本理念とまちづくりに関する基本的な事項を定め、まちづくりにおける町民の権利と責任、町の役割と責任を明らかにした、寒川町の憲法ともいべき条例です。
- 他の条例を制定する場合は、寒川町自治基本条例で定める事項を基本とし、寒川町自治基本条例で定める内容に則して、他の条例、規則等の体系化を図ります。

基本理念

町民と町が目指す自治の基本理念は、「町民と町が協働するまちづくり」です。寒川町が「寒川らしいまち」として形づくられるためには、町民がそれぞれの立場で目的を持ってまちづくりに参加していくことが必要で、町民と町がそれぞれの責任を果たしながら、相互に補完しあい協力しあうなかでまちづくりが進められていく、ということです。

まちづくりの指針

「まちづくりの指針」は、基本理念に基づき、まちづくりを「道路などの都市基盤整備や景観整備などのハード面だけでなく子育てや教育・福祉などのソフト面も含む日常を取り巻く全ての環境について、寒川に住んでよかったといえる町の実現を目指した町民と町のさまざまな活動」と考えて定めたもので、まちづくりの目指す姿を表し、次の8つの指針(目標)に向かってまちづくりを進めようと宣言したものです。

- 子どもたちが地域社会にかかわりながら健やかに成長できるまちづくり
- 子育て環境の整ったまちづくり
- 歴史と文化が息づき教育が充実したまちづくり
- 豊かな自然と快適な生活環境が整った環境共生のまちづくり
- 地域社会に根ざしたにぎわいと多様性のあるまちづくり
- 保健と福祉の充実したまちづくり
- 産業が発展し活力のあるまちづくり
- 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

協働のまちづくりを実現するために努めなければならない責務

町の責務

町は、まちづくりの指針を実現するため、必要な施策を講じるとともに、適正な町政運営に努めなければなりません



町民の責務

町民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに関する活動に参加するとともに、自らの発言と行動に責任を持つよう努めなければなりません



町長の責務

町長は、町政の代表者として公正かつ誠実に町政運営に当たり、町民の信託に応え、まちづくりの指針にのっとり必要な施策の形成と実施に努めるとともに、町民の町政への参画を促進するよう努めなければなりません

町長は、町政運営に必要な知識と能力を持った職員の育成を図るとともに、効率的な組織運営に努めなければなりません



町議会の責務

町議会は、町民の代表として選ばれた議会議員によって組織された本町の議事機関であることを認識し、まちづくりの指針にのっとり必要な施策の形成に努めるとともに、この指針に則した町政運営の監視に努めなければなりません

町議会は、情報の公開に努め、開かれた議会運営に努めなければなりません



町職員の責務

町職員は、まちづくりの指針にのっとり誠実かつ積極的に職務を遂行するとともに、職務遂行上必要な知識と能力を身につけるよう努めなければなりません

町職員は、地域社会の一員であることを自覚し、まちづくりに関する活動に積極的に参加するよう努めなければなりません



町議会議員の責務

町議会議員は、町民の代表としてまちづくりの指針にのっとり誠実かつ積極的に職務を遂行するとともに、町民のまちづくりに関する活動に自ら参加し、これを支援するよう努めなければなりません





町民と町が協働するまちづくりとは？

協働とは？

「協働」とは、町民と町がお互いに補完しあい、まちづくりにおいて対等の立場で協力することで、町民と町が協力しあいながら共に働くということです。

「協働のまちづくり」は難しいものではありません

「協働のまちづくり」は、町民と町が協力し合いながらまちづくりすることです。特別に難しいことをする必要はありません。「協働のまちづくり」がどのようなものか具体的な事例をご紹介します。

▶▶▶ 事例1 ▶▶▶ 参加することが協働の第一歩

まちぐるみ美化運動

この運動は、毎年2回、町民の美化意識の向上、ごみのないまちづくりを目標に、町内全域を町民の手で清掃するというもので、毎回多くの町民、事業所、町内で活動している団体が参加しています。

このような活動に参加することは「協働のまちづくり」への第一歩です。まちづくりは皆さんの参加がなければ実現しません。



さむかわまちぐるみ美化運動を行います

とき 11月10日(日)午前8時から(雨天の場合は11月17日(日)に延期、当日の午前7時30分に実施の有無を防災行政用無線で放送)

ところ 町内全域の公共の場所(自治会によって異なるので、詳しくは自治会役員に確認)

収集方法 可燃ごみ、可燃粗大ごみ(枝は太さ10センチメートル・長さ50センチメートル以内)、不燃ごみ(ガラス含む)、資源物(ビン、ペットボトル、金属類等)に分け、自治会から配布された袋に入れて、資源物置き場にまとめて置いてください。汚れているプラスチック製容器包装類は資源化できないので、可燃ごみにしてください。土や泥は町では収集できません。

※私有地、危険箇所、側溝などは、この運動で清掃しないでください。

※小さいごみ袋が必要な人は、ご用意ください。

お願い 町内の会社、工場、店舗など事業所も地域の美化運動にご参加ください。ご参加くださる場合は、事前に環境課へご連絡ください。

☎環境課 ☎(74) 1111内線435環境保全担当FAX(74) 1385



事例2 町の施設を有効活用

川とのふれあい公園での
花壇ボランティア活動

4月現在で23人のボランティアが川とのふれあい公園内にある花壇を花でいっぱいにする活動を行っています。

この活動は、公園内の花壇を有効活用して公園利用者に心の安らぎと潤いを感じてもらいたいという町の考えと、花壇で花を育てたいという町民の思いが重なり始まったものです。

町が花壇の提供、物品等の貸し出しなどを行い、ボランティアの皆さんが花苗、肥料等の用意、花壇の維持管理などを行うという役割分担をしながら、公園を四季折々の花などで飾っています。

町の施設を有効活用して、町民と町が協働している事例です。



事例3 独自に考えて行動し、お互いの立場で連携

寒川みんなの花火

寒川町を愛する皆さんが力を合わせることによって、地域の皆さんが心を通わせ、感動し、笑顔になることができます。昨年開催された寒川みんなの花火は、寒川みんなの花火実行委員会(さがみ農協寒川町青壮年部、寒川町商工会青年部、(一社)寒川青年会議所によって結成)が、達成感、人と人とのつながり、地域間のつながりによる感動が未来を担う子どもたちに伝わり、それがより良いまちづくりの一助となるようにとの願いを込めて開催したもので、同実行委員会が計画立案、資金集め、当日の準備などを担いました。

町は、町商工会、町観光協会、JAさがみ農業協同組合とともに後援し、必要な物品の貸し出し、関係機関との連絡調整、職員を派遣するなどの応援をしました。

町民が独自に考えて行動し、町民と町がお互いの立場で連携して協働した事例です。

第2回を11月9日(土)に開催します

<第2回寒川みんなの花火>

打ち上げ時間 11月9日(土)午後6時~6時20分

(雨天の場合は11月10日(日)に順延)

打ち上げ場所 町立寒川東中学校東側耕地

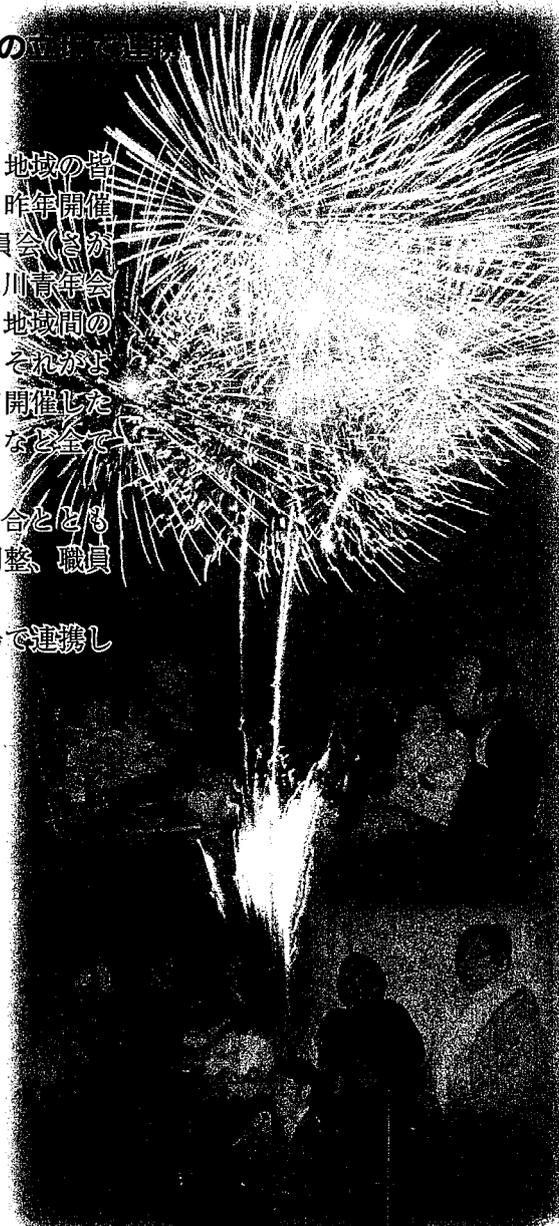
<寒川みんなの花火まつり>

時間 正午~午後6時ごろ(雨天の場合は11月10日(日)に順延)

ところ 寒川駅前公園

<寒川みんなの花火募金箱>

花火を打ち上げる経費について募金をお願いするため町内の店舗、企業、町役場などの公共施設に募金箱を設置しています。皆さんのご支援、ご協力をお願いします。



町が保有する情報は町民と町が共有する財産です

情報の共有

情報共有の原則

- まちづくりは、町民と町、町民相互がまちづくりに関する情報を共有することを基本とします。
- 町は、町が持っている情報は町民と町が共有する財産であることを認識し、まちづくりに関する情報を積極的に収集し、適正に管理します。

情報を知る権利

町民は、町が持っている情報を知る権利を持っています。

情報の公開と提供

- 町は、寒川町情報公開条例に基づき町民に対し町が持っている情報を適正に公開し、まちづくりに関する情報を積極的に提供するように努めます。
- 町は、情報を公開したり、提供したりする場合は、子どもたちを含む全ての町民にとって分かりやすいものになるよう努めます。

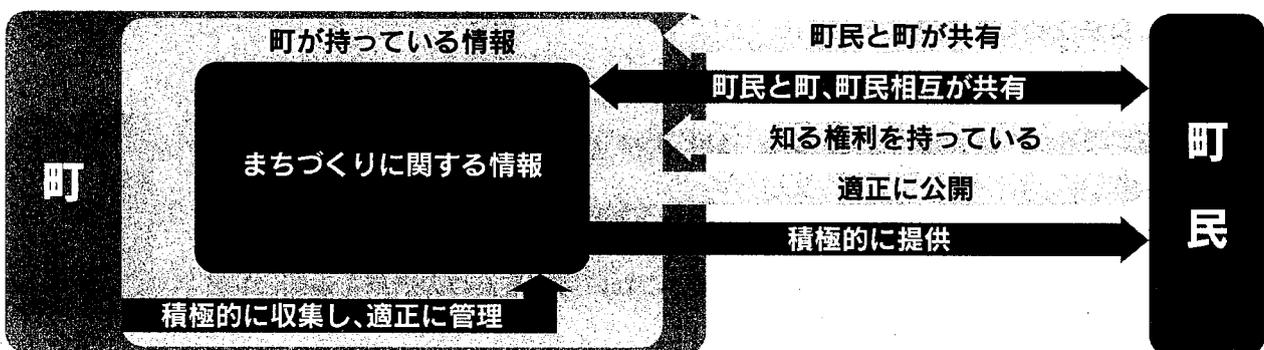
会議公開の原則

町は、町が開催する審議会やこれに準ずる会議については、寒川町審議会等の会議の公開に関する規則に基づき原則として公開します。

個人情報の保護

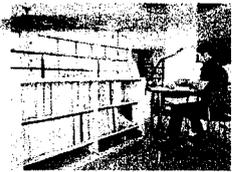
町は、寒川町個人情報保護条例に基づき個人情報の保護に努めます。

情報共有のイメージ図



情報公開コーナーをご利用ください!!

町役場本庁舎の情報公開コーナーでは、情報公開制度と個人情報保護制度の案内、相談、請求の受け付けのほか、町政に関する刊行物や資料の閲覧などもできます。



審議会等を傍聴しませんか？

町が開催する審議会とこれに準ずる会議は傍聴できます。傍聴できる審議会等は、広報さむかわ、町ホームページ、町役場本庁舎1階ロビーで確認できます。

※審議会等は、法令、条例等に特段の定めがある場合や寒川町情報公開条例で定める非公開情報を含む場合は非公開となります。



寒川町自治基本条例を推進します

まちづくり推進会議

まちづくり推進会議は、町長が町民の参加による自治運営の推進を図るために設置した附属機関です。

役割 寒川町自治基本条例の推進と改廃に関すること、町政運営に対する町民の参画に関することについて調査・協議し、その結果を町長に報告・提案します。

構成 公募の町民、町議会議員、関係機関、団体等の委員・役員・職員など20人以内で組織します。

任期 委員の任期は2年です。

「協働のまちづくり」の主体は町民の皆さんです

まちづくりへの参加

参加の原則

- 町民は、まちづくりに参加する権利を持っています。
- まちづくりの指針に基づき、まちづくりに関する活動に積極的に参加するように努めます。

子どものまちづくりへの参加

町民と町は、子どもが年齢にふさわしい形で、まちづくりに積極的に参加できるように努めます。

事業者のまちづくりへの参加

町内で活動する企業その他の事業者は、地域社会の一員であることを認識し、地域社会との調和を図りつつまちづくりに参加するよう努めます。

子ども・事業者も参加しています！

子どもたちは、花植えボランティア活動、街頭啓発キャンペーン、地域のお祭りなどに、事業者は、まちぐるみ美化運動、町内で開催されるイベントなどに携わることで、まちづくりに関する活動に参加しています。



重要な計画の策定等への参画

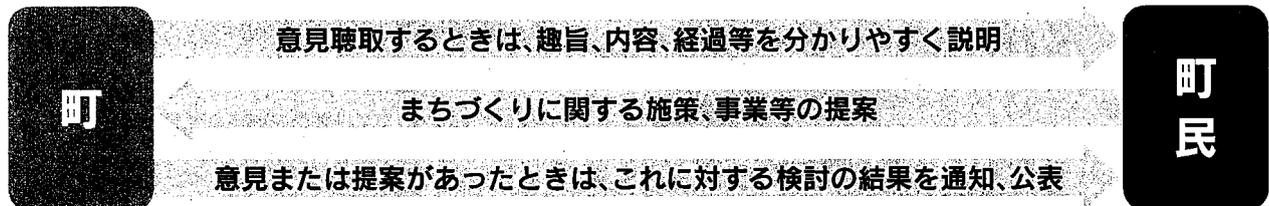
- 町は、総合計画その他の重要な計画、重要な条例等の策定・改定(「重要な計画の策定等」と表記)と実施に当たっては、町民の参画の権利を保障し、その意見を反映するよう努めます。
- 町は、重要な計画の策定等に当たっては、寒川町パブリックコメント手続に関する規則に基づきパブリックコメント(町が意思決定に当たって町民の意見を求めること)の手続きを実施します。
- 町は、住民説明会の開催等により町民の意見を聴取し、これを反映させるよう努めます。

募集中の案件を知るには？

パブリックコメント手続を実施している案件は、広報さむかわと町ホームページに掲載され、担当課等窓口、町役場、町民センター、町民センター分室、北部・南部文化福祉会館、健康管理センター、寒川総合体育館、寒川総合図書館に掲示されます。



パブリックコメント手続



審議会等委員の公募

- 町は、審議会等の附属機関、協議会等の委員には、法令等の規定により公募に適さない場合その他の正当な理由がある場合を除き、町民の公募による委員を加えるよう努めます。
- 公募の委員の選定に当たっては、男女比、年齢構成等に配慮し、広く町民の意見が反映されるよう努めます。

公募委員になって町政に参画してみませんか？

公募案内書が、広報さむかわと町ホームページに掲載され、事務局窓口、町役場、町民センター、町民センター分室、北部・南部文化福祉会館、寒川総合体育館、寒川総合図書館などに掲示されます。公募委員に応募しようとするときは、必要な事項を記載した公募委員応募申込書と私の考え(小論文)を、窓口での手渡し、郵送、ファクスまたはEメールで提出してください。審議会等の公募委員選考委員会で申込書と私の考えなどで選考します。